

通知預金

平成25年 1月 1日現在

商品名	通知預金
販売対象	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預け入れ ・10,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人のお客様は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・法人のお客様は、総合課税となります。
手数料	_____
付加できる特約事項	・マル優の対象商品です。
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

預-4

広告等承認24-33号